

静岡市清水区袖師地区を中心とした次世代型エネルギーの推進と地域づくりに係る
基本合意書

静岡市（以下「甲」という。）とENEOS株式会社（以下「乙」という。）は、静岡市清水区袖師地区を中心とした次世代型エネルギーの推進と地域づくりに関し、次のとおり基本合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本合意書は、甲及び乙が相互に連携し、乙の所有する清水製油所跡地を中心に次世代型エネルギーの供給拠点並びにネットワーク（以下「次世代型エネルギー供給プラットフォーム」という。）を構築するとともに、魅力的かつ持続可能な地域づくりを進めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 乙は前条の目的を達成するため、再生可能エネルギーをはじめとした地産地消による自立型エネルギーの供給体制を整備し、蓄電池などの最新技術を活用したエネルギーの効率化・多様化、災害等のレジリエンス向上並びにモビリティサービスを含めた新たな付加価値サービスを提供する次世代型エネルギー供給プラットフォームを構築し、甲はそれに協力する。

2 甲及び乙は、袖師地区を中心とした、「まち」と「みなと」が一体となった魅力的かつ持続可能な地域づくり推進に向け、相互に連携し、協力する。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本合意書に基づき協議し、その過程で知り得た情報を厳に秘密として保持し、第三者に開示又は漏洩してはならない。本合意書の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令（甲の条例、規則等を含む。）により開示する場合は、甲又は乙以外の者に対し、本合意書に基づいて協議し知り得た情報を提供することができる。

（合意書の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本合意書の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うことができるものとする。

（その他）

第5条 本合意書に定めのない事項又は本合意書に定める事項について疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議して定めるものとする。

本合意書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

2021年7月14日

甲 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長

田辺 信宏

乙 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

ENEOS株式会社

代表取締役社長

大田 勝幸